

障害者の有料道路割引

有料道路を利用される障害者のかたに、料金の割引があります。

なお、事前の登録が必要です。

対象

- 障害者本人が運転する場合は、身体障害者手帳の交付を受けているすべてのかた
- 障害者本人以外のかたが運転し、障害者本人が同乗する場合は、身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けているかたで、重度の障害（1種）のかた

割引有効期間

新規の場合は、申請日から2回目の誕生日まで。更新の場合は、申請日から3回目の誕生日まで

持参品

身体障害者手帳または療育手帳、自動車を運転するかたの運転免許証、登録する自動車の車検証

※ETC搭載の自動車は、ETCカード、ETC車載器の管理番号が確認できるものが別途必要です。

登録 健康福祉課福祉介護担当

☎62-1230

自動車税などの減免

障害者が通院などに使用する自動車の取得税・自動車税がその障害の程度により減免されます。

なお、自動車の所有者または運転者が、障害者本人でない場合は、同一生計証明書が必要です。

対象

障害者または障害者と生計を一にする家族

申請（障害者1人につき1台）

○自動車取得税

自動車購入時に県税事務所へ。

減免上限額は15万円。

○自動車税

5月30日(金)までに県税事務所へ。

減免上限額は4万5,000円。

※期限後の申請の場合は、申請月の翌月から月割減免。

納付済みの自動車税は、後日還付されます。

○軽自動車税

5月26日(月)までに町税務課へ。

問合せ

健康福祉課福祉介護担当

☎62-1230

遺児手当の給付

対象

町に住所があり、18歳未満の児童を養育しているかたで、次のいずれかに該当するかた

- ①父母のいずれかが死亡、または生死が明らかでない児童の保護者
- ②父母が離婚した児童の保護者
- ③その他これらに準ずると町長が認められたかた

※毎年7月に町民税課税状況の審査があります。不給付に該当した場合、その年度の給付は停止します。

給付額

児童1人につき月額2,000円

※年2回、9月と3月に給付

問合せ

健康福祉課福祉介護担当

☎62-1230



急病になったときは

皆野病院 急患の場合24時間診療 ☎62-6300

医師会休日急患医

6日	医師会休日診療所	内・小	熊木	☎23-8561
	健生堂医院	内・外	東町	☎22-0270
13日	医師会休日診療所	内・小	熊木	☎23-8561
	岩田産婦人科医院	内・産・婦	番場	☎24-1336
20日	秩父市立病院		桜木	☎23-0611
	医師会休日診療所	内・小	熊木	☎23-8561
	石塚内科胃腸科医院	内・胃	下影森	☎24-5010
27日	秩父病院		宮側	☎22-3022
	医師会休日診療所	内・小	熊木	☎23-8561
	五野上医院	内・小	大野原	☎22-1587
29日	小鹿野中央病院		小鹿野	☎75-2332
	医師会休日診療所	内・小	熊木	☎23-8561
	近藤医院	内・産・婦	日野田	☎22-0043
	秩父市立病院		桜木	☎23-0611

医療機関の都合で変更になることがあります。消防署皆野分署 ☎62-0256 で確認してください。医師会ホームページ (<http://www.chichibu.ne.jp/~ishikai>) でも確認できます。